

令和 2 年第 3 回臨時会

当 別 町 議 会 会 議 録

令和 2 年11月17日 開会

令和 2 年11月17日 閉会

当 別 町 議 会

令和2年第3回当別町議会臨時会 第1日

令和2年11月17日（火曜日） 午前10時00分開会

議事日程（第1号）

開会・開議

議事日程の報告

第 1 会議録署名議員の指名

第 2 会期の決定

第 3 議案第 1号 令和2年度当別町一般会計補正予算（第6号）

議案第 2号 令和2年度当別町下水道事業特別会計補正予算（第1号）

議案第 3号 令和2年度当別町水道事業会計補正予算（第1号）

議案第 4号 当別町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定について

第 4 議案第 5号 校務系ネットワークシステム構築業務委託請負契約について

閉 会

午前10時00分開議

出席議員（14名）

1番	櫻井紀栄君	2番	佐々木常子君
4番	五十嵐信子君	5番	鈴木岩夫君
6番	山崎公司君	7番	秋場信一君
8番	渋谷俊和君	9番	山田明君
10番	古谷陽一君	11番	稲村勝俊君
12番	高谷茂君	13番	島田裕司君
14番	岡野喜代治君	15番	後藤正洋君

欠席議員（1名）

3番 西村良伸君

欠員（なし）

説明のための出席者

町長	宮司正毅君
副町長	増輪肇君
町長公室長	長谷川道廣君
総務部長	一宮直人君
総務課長	長谷川明君
財政課長	佐藤剛一君
企画部長	熊谷康弘君
企画部参与	三上晶君
事業推進部長	乗木裕君
住民環境部長	山崎一君
福祉部長	江口昇君
経済部長	高松悟志君
建設水道部長	吉尾雅昭君
教育長	本庄幸賢君
教育部長	大畑裕貴君
代表監査委員	米口稔君

事務局職員出席者

事務局長	野村雅史君
次長	岸本昌博君

係 長 瀬 戸 貴 裕 君
主 事 角 谷 光 彦 君

◎開会・開議の宣告

(午前10時00分)

○議長（後藤正洋君） おはようございます。ただいまの出席議員14名、定足数に達しておりますので、令和2年第3回当別町議会臨時会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の臨時会におきましては、新型コロナウイルス感染防止の対策として原則マスク着用の上、会議を行うことといたします。

なお、席の間隔を空け、演台にはアクリル板を設置するなど飛沫感染防止の対策を取っておりますので、発言の際マスクを外したい場合は許可をいたしますので、よろしく願いいたします。

また、議場での傍聴につきましては人数を制限して受付することといたしましたが、会議の様様につきましてはインターネットによる配信も行っておりますので、そちらでご視聴いただくこともお願いいたします。



◎議事日程の報告

○議長（後藤正洋君） 議事日程ですが、さきにお配りいたしております日程表により議事に入ります。



◎会議録署名議員の指名

○議長（後藤正洋君） 日程第1、会議録署名議員の指名ですが、会議規則第125条の規定により、

4番 五十嵐 信子 君

11番 稲村 勝俊 君

を指名いたします。



◎会期の決定

○議長（後藤正洋君） 日程第2、会期の決定ですが、さきに議会運営委員会を開催し、協議の結果、令和2年11月17日、本日1日間といたしましたが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（後藤正洋君） 異議なしと認め、会期は本日1日間とすることに決定いたしました。

た。



◎議案第1号、議案第2号、議案第3号、議案第4号の上程、説明
質疑、採決

○議長（後藤正洋君） 日程第3、議案第1号から第4号は関連がありますので、一括上程いたします。

提案理由の説明を求めますが、町長におかれましては今回議案の中でも感染防止対策の予算が含まれておりますけれども、当別町の感染状況等々につきまして、できますればこの場で説明をいただきまして提案の説明をしていただきたいと思いますので、よろしくお願いをいたします。

町長。

○町長（宮司正毅君） 皆さん、お久しぶりでございます。ただいま議長からご要望がありましたので、提案説明に入ります前に町内におけるコロナウイルス感染症に関する現況について私の個人的な思いも含めてお話をさせていただきます。

第3波の発生に伴いまして11月10日に私から町民へのメッセージを出しております。後ほど一部ご紹介いたします。私は、個人的には感染に関する情報についてはできるだけ詳しく町民の皆さんにお伝えすべきものだというふうに思っております。それが感染拡大を町民とともに抑えていく最大の方法だというふうに私は思っております。ところが、法律というのがありまして、個人情報への配慮規定というものから、本人の同意のないものは公表できないとする旨のルールになっておりまして、非公表を希望される方の情報の公表は困難な状況になっております。このことが逆に町民への不安をより与えてしまうことにつながっているのではないかということを憂慮していますが、言えないというのが今のルールになっておるわけです。前にも申し上げたことがあると思っておりますけれども、こういった非常時の災害に関しては私権よりも公権を優先させるべきである。これは私の個人的な考えです。私の権利よりは公の権利を優先させてでも感染を防ぐことに、国が止めていかなければいけないというふうに思いますが、そうっていないのが現状であります。

本日現在における町内の感染者は、今複数名という表現を使っておりますが、実際に公表されている感染者は2名であります。2名しかいないということではありません。公表が2名であります。感染者、あるいは濃厚接触者も含めて、あとここにもおられますけれども、長生会等のいわゆる老人ホーム、こういったホームとの連携、あるいは病院との連携も含めて町としてはしっかり該当者と連絡を取り、その動向を把握して対応をしているところであります。皆様方の感染拡大の防止策をこれから全力でまたさらに今まで以上にやっていかなければいけない、そういう状況にありますので、どうか議員の皆様方にもいろんな形でこれからご協力をいただくことになると思います。よろしくお願いをいたしま

す。

この間出した私のメッセージの中で、ぜひ町民の皆さんによりお伝えをいただきたいことをこの場でもう一度話をさせていただきます。大きく5つに分けました。1つは、何よりもマスクの着用、それから手洗い、消毒です。どこか行ったときの消毒。3密。だから、マスク着用と手洗い、消毒、そして3密、この3つを実行してもらいたい。これが何よりも感染拡大の皆さんへのお願いであります。また、ちょっと表現があれですけども、すすきののようなああいったリスクの高い場所には極力行かないでくれと。むしろ極力という言葉はこれには使ってありますけれども、心は絶対に行かないでほしいと、こういう気持ちであります。それから、発熱や体調が悪い場合は必ず電話でかかりつけ医の指示を受けてほしい。なお、かかりつけ医を持っておられない方は、北海道新型コロナウイルス感染症健康相談センターというのがあります、その電話番号もここには書いてありますけれども、そこにまず相談をしてもらおう。そして、早い対応をしていただく。今までは保健所だけがそれを受け持つ対象でしたけれども、今ようやく民間の病院も認定されたところは面倒を見てくれる形に変わりつつあります。今までよりは少しは早くなってくれるのかなということを期待しております。4つ目は、飲食を伴う場合は検温、それからもちろん対面を避ける。何か斜めがいいそうです。横も駄目みたいです。ですから、検温をする、対面を避ける、少人数に抑える。これが感染リスクを回避する行動として重要だというふうに言われておりますので、これを実践してほしい。5つ目に、これは特に企業にお願いをしていますが、限りなく可能な限りテレワークだとか時差出勤、自宅勤務、こういったものを活用してほしいというのを5つ目として挙げました。役場のほうも当然うちの職員は今全員毎日検温をしてから出てくる。熱があったら出社しない。また、テレワークもまた開始する方向で進めておりますが、どうか議員の皆様から関係者に今申し上げた5つを徹底してこれから何か月か対応してほしいということをお願いします。

もう一つ、一番今懸念されておりますのは感染していても無症状な人がいっぱい出てきているということでもあります。特に若い人たちはそうです。若年層は感染しても無症状だったり、あるいは症状は多少あるけれども、軽症であるという方が多いので、本人が感染したことに気づかないで周りの人、あるいは高齢者に感染を広げている、そういったケースが非常に多いようであります。若年層が俺たちかかたって重症にならないし、大丈夫なのだというふうに思っておられる方が多いようですが、物の本によると後遺症が残るケースがかなり確認されてきていますので、これも若い諸君にぜひお伝えをしてもらいたいと。後遺症が残るのだよと。まだはっきりしたのは分かりませんが、2割とか3割の段階ですが、治ったから元に戻るということではないケースが出てきているということをぜひお話をさせていただきたい。それから、これはもう皆さん分かっていることですが、基礎疾患、あるいは持病がある方、私もそうですけれども、これはすぐ重症化に進みます。ですから、警戒を強めてもらおう。こんなことを11月10日付でメッセージを出しました。これはまだステージ3にもなっていない段階で出したものですが、その後また今ステージ4に行こうと

していますから、また折を見て皆さんにメッセージを出して町民全員で乗り切っていく、そういうことをやっていきたいというふうに思います。

ちょっと長くなりましたけれども、コロナ感染に関する私の皆さんへの説明は以上になります。

一括議題となりました議案第1号から議案第4号につきまして、提案の説明を申し上げます。

まず初めに、議案第1号 令和2年度当別町一般会計補正予算（第6号）についてですが、本補正予算は歳入歳出ともに266万円を増額し、その総額を151億7,557万1,000円といたしました。

補正額につきましては、1ページと2ページに記載の「第1表 歳入歳出予算補正」をお目通しいただきたいと存じます。

歳出の主なものといたしましては、医療体制強化支援補助金516万円を増額し、人事院勧告に伴う給与制度の改正により給与費250万円、これを減額するもので、この財源といたしましては、繰越金266万円を増額して措置いたしました。

次に、議案第2号 令和2年度当別町下水道事業特別会計補正予算（第1号）についてですが、本補正予算は歳入歳出ともに5万1,000円を減額し、その総額を8億9,027万9,000円といたしました。

補正額につきましては、1ページから2ページに記載の「第1表 歳入歳出予算補正」をお目通しいただきたいと存じます。

歳出といたしましては、下水道費において一般管理費5万1,000円を減額するもので、この財源といたしましては使用料5万1,000円を減額して措置いたしました。

次に、議案第3号 令和2年度当別町水道事業会計補正予算（第1号）についてですが、本補正予算は収益的支出において総係費5万5,000円を減額し、支出総額を6億3,823万3,000円といたしました。また、資本的支出において上水道設備費7万6,000円を減額し、支出総額を2億8,985万円といたしました。

次に、議案第4号 当別町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定についてですが、当別町職員の本年12月支給分の期末手当を0.0か月分削減する等所要の改正を行うため……

〔発言する人あり〕

○町長（宮司正毅君） 0.5と申し上げたようでありますけれども、間違いであります。そんなに落としたりはかわいそうです。0.05か月分削減する等所要の改正を行うため、条例の一部を改正しようとするものであります。

以上、議案4件につきましてよろしくご審議をいただきますようお願い申し上げます。

○議長（後藤正洋君） 提案理由の説明が終わりました。

質疑を求めます。

鈴木君。

○5番（鈴木岩夫君） 質疑をしたいと思います。

今補正予算、それから条例改正についてありました。それで、今一番最初に新型コロナ感染症についての現状について町長からありました。本当に大変な状況になってきております。そういった中で今回補正予算の中には発熱外来を設置すると。非常に画期的で、こういう中で町民は大変喜ぶだろうと思います。非常に高く評価したいなというふうに思いますが、またこれまで9月の議会の決算委員会で職員の残業手当が当初予算3,000万円だったものが6,000万円に膨れ上がったと。これは2月以来のコロナ対策で職員の勤務時間が大量に増えてしまったというようなこともありました。それで、今回0.05か月分、0.5だとかかわいそうだとありましたけれども、私は0.05でもかわいそうというか、やっぱりマインドが下がると。今本当に新型コロナウイルス感染がこんなふうになっているときにこれまでも頑張ってきたけれども、これからも頑張っていかなければならないというときに勤勉手当、ボーナスを下げるということは、これはマインドも下げるということにつながるのではないかとこのように思います。また、町職員の賃金というのは町職員の賃金だけにとどまらないで地域の賃金の引上げにつながっていくという側面があるのです。そういう意味では本当に疲弊していく地方の景気を下げていくということに働いてしまうのではないかとこのようにすることで非常に心配しているわけですが、その辺どう考えているのかということで質疑をしたいと思います。

○議長（後藤正洋君） 町長。

○町長（宮司正毅君） 今の鈴木議員のお話がありましたので、ちょっと付け加えますと気持ちは全く一緒であります。先ほどもコロナ対策で対応しておりますと申し上げましたけれども、詳細を話してしまうと全部公表していってしまうことになるので、この場ではできませんが、職員が関係職員だけではなくほぼ全員で物すごい対応をして、もっと言えばお医者さんもそうですけれども、職員もコロナにかかるかもしれないというリスクをしょってやっている部局がありますから、おっしゃるとおりだと思いますが、これ自治体のある意味では非常に難しいところで、なぜこれを受入れなければいけないかということを経済部長のほうから説明をさせますので、よろしく願いいたします。

○議長（後藤正洋君） 総務部長。

○総務部長（一宮直人君） 鈴木議員のご質問にお答えいたします。

職員としては大変ありがたいご指摘だと思っておりますが、ただ今のコロナの感染症の影響を受けて社会全体を見れば景気は悪化しております、民間企業については本当に非常に厳しい状況だということで認識をしています。人事院勧告というものは民間と公務員の給与差の均衡を図るとのことと給与の格差を埋めるということが目的にされておまして、今回は公務員のほうが民間企業を上回るということから、ボーナス0.05か月分を引き下げるといふ勧告が出されているところでございます。したがって、町としましてはこの人事院勧告、国に準拠した形で職員のボーナスを0.05か月引き下げることにしていきたいと考えておるところでございます。

以上です。

○議長（後藤正洋君） そのほか質疑はありますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（後藤正洋君） なければ質疑を打ち切って、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（後藤正洋君） 異議なしと認め、質疑を打ち切り、討論を省略して、議案第1号から第4号は原案のとおり可決することに決定してよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（後藤正洋君） 異議なしと認め、議案第1号から第4号は原案のとおり可決することに決定いたしました。



◎議案第5号の上程、説明、質疑、採決

○議長（後藤正洋君） 日程第4、議案第5号を上程いたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（宮司正毅君） ただいま議題となりました議案第5号 校務系ネットワークシステム構築業務委託請負契約につきまして、提案の説明を申し上げます。

本件は、令和2年11月6日に1社による見積り合わせに付したところ、6,930万円で中央コンピューターサービス株式会社札幌支社に決定いたしましたので、同社と請負契約を締結するため議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により議会の議決を得ようとするものであります。

よろしくご審議をいただきますようお願い申し上げます。

○議長（後藤正洋君） 質疑を求めます。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（後藤正洋君） 質疑を打ち切って、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（後藤正洋君） 異議なしと認め、質疑を打ち切り、討論を省略して、議案第5号は原案のとおり可決することに決定してよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（後藤正洋君） 異議なしと認め、議案第5号は原案のとおり可決することに決定いたしました。



◎町長挨拶

○議長（後藤正洋君） 以上で本臨時会に付議されました案件の審議は、全部終了いたしました。

町長から終わりに際しましての発言を求められておりますので、これを許します。

町長、どうぞ。

○町長（宮司正毅君） 閉会に当たりまして一言御礼を申し上げます。

議案5件をご承認いただきましてありがとうございます。先ほども長々とご説明しましたけれども、新型コロナウイルスの感染対策、町内に発熱外来の設置に関する補助の予算を今日ご承認いただきました。できるだけ早く関係機関と連携を密にして設置をしたいというふうに考えております。

議案の説明時にも触れましたけれども、道内の感染ですけれども、とにかく昨日は人口の多い東京を超えてしまったと、北海道は。それくらい今北海道は広がってきております。その中でも札幌がこれだけ多いわけですから、それに隣接する私たちの町が影響を受けることはもう避けられない、そういう状況だというふうに認識しております。今幸いにも皆さんのご努力によってクラスターには至っておりません。そういう点では今後もクラスターを絶対に起こさないようにそういった施設、あるいは人が多くおられるところとの連携を取りながらしっかりと対応をしていかなければいけないということで今まで以上に緊張感を持ってやっていかなければいけないと思っております。

情報については、先ほども申し上げましたように、できるだけ詳細をお話したいのですけれども、制約があって今我々は道とか国とも関わってというか、意見を言って感染を広げないことにどう重きを置くかということをもっと中心に公表、非公表の問題も考えるべきだろうというふうに思います。一番個人の情報を、要は感染したことを流した場合に起こり得る心配は、その方がそこに住めなくなるようなことがたくさん起こっているという情報もあります。でも、感染したことは犯罪を犯したわけでもなく、たまたま運悪く感染する方が大半ですから、その人を責めることがおかしいのだという、そういう風潮、もっと言えばかかった人をやゆするような人がなくなるようなメッセージを国がしっかり出して、誰がどこでどうかかったか、できるだけその方が早く治り、そして次に感染させないという対策を国は取らなければいけないのだろうと私は個人的に思います。ただ、これを今何度も叫んでもなかなか法律もあり、国の方針もあり、道の方針もありできないというジレンマに陥っているというのが現状であります。ただ、我々は少なくともこの当別の町内で限りなく少なくこれを乗り切っていかなければいけないので、どうか議員の皆様方のご支援、あるいは議員の皆様との情報交換もしながら乗り切っていきたいと思っておりますので、これから年末に入っていきますけれども、よろしく皆様方のご協力をお願いして今日のお礼に代えさせていただきます。よろしく願いをいたします。



◎閉会の宣告

- 議長（後藤正洋君） 以上で本日の会議を閉じます。
令和2年第3回当別町議会臨時会を閉会いたします。
ご苦労さまでございました。

（午前10時28分）

地方自治法第123条の規定により署名する。

令和2年 月 日

議 長

署 名 議 員

署 名 議 員